明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

令和元年
12月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第一四三号から第一六二号まで
号外　第一七四号から第一九五号まで　特第二四号から特第二五号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
一六一	行政書士法の一部を改正する法律	四	176	五
一六二	肥料取締法の一部を改正する法律	四	176	六
一六三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律	四	176	九
一六四	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律	四	176	四二
一六五	構造改革特別区域法の一部を改正する法律	六	178	四
一六六	地域再生法の一部を改正する法律	六	178	七
一六七	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律	六	178	一四
一六八	港湾法の一部を改正する法律	六	178	一六
一六九	母子保健法の一部を改正する法律	六	178	一八
一七〇	会社法の一部を改正する法律	一一	181	七
一七一	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	一一	181	一八
一七二	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律	一一	181	七四
一七三	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律	一一	181	七四
一七四	令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律	一三	184	六

政令

		日	号外	ページ
一七一	令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	四	176	四六
一七二	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令	四	176	四六
一七三	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令	四	176	四六
一七四	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	四	176	五六
一七五	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	四	176	五七
一七六	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部の施行期日を定める政令	六	178	一九
一七七	特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令	六	178	一九
一七八	法務局における遺言書の保管等に関する政令	一〇	特24	二
一七九	大学等における修学の支援に関する法律の施行期日を定める政令	一一	181	七六
一八〇	スポーツ基本法施行令等の一部を改正する政令	一一	181	七八
一八一	建築基準法施行令の一部を改正する政令	一一	181	七九
一八二	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令	一三	184	六
一八三	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一三	184	六
一八四	関税法施行令等の一部を改正する政令	一三	184	六
一八五	畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令	一三	184	一四
一八六	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一三	184	一六
一八七	採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令	一三	184	一六
一八八	高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令	一八		二
一八九	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行期日を定める政令	一八		三
一九〇	民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一八		三
一九一	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令	一八		三
一九二	自衛隊法施行令の一部を改正する政令	一八		四
一九三	一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令	二〇		二
一九四	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令	二〇		二
一九五	石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令	二〇		三
一九六	特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令	二〇		三
一九七	放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二〇		三
一九八	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令	二〇		三
一九九	宮内庁組織令の一部を改正する政令	二〇		三